

みどり市からの重要なお知らせ

電力・ガス・食料品等価格高騰

重点支援給付金追加支援（7万円/1世帯）のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金【追加支援】（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。

支給対象となる世帯（次の2つの条件を満たす世帯）

令和5年12月1日時点で
みどり市に住民登録がある
世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税が非課税」
の世帯

※上記条件を満たしていても、**住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯**（例：親元を離れて暮らしている学生、単身赴任中の方と暮らしているご家族等）は、**支給対象外**です。

給付金額 1世帯 7万円

給付金の申請方法

世帯の状況により、申請の方法が異なります。

「重点支援給付金」（3万円）※を**世帯主の口座**でみどり市から受給した世帯（※令和5年7月～10月までに支給した給付金です。）

申請は不要です

12月中旬から「**給付のお知らせ**」が発送されるのでご確認ください。
（12月下旬に「給付のお知らせ」に記載の口座に振り込み予定）

- ・ **令和5年度から住民税非課税**になった世帯
- ・ 「重点支援給付金」（3万円）を**世帯主以外の口座**で受給した世帯や、**当時の口座名義と現在の世帯主氏名が異なる**世帯
- ・ 「重点支援給付金」（3万円）をみどり市から受給せず、世帯全員が**令和5年6月1日以前から**みどり市に住民登録がある世帯（令和5年6月2日以降にみどり市へ転入された場合は裏面参照）

申請が必要です

1月中旬から「**確認書**」が発送されます。必要事項を記入し、必要書類をつけて同封の返信用封筒で返送してください。

問い合わせ先 ☎ 0277-46-7779
（給付金コールセンター）9時～17時

3 / 22(金) 必着

※裏面も必ずご覧ください。

下記の条件に当てはまる対象世帯は**別途お問い合わせ**してください

- 支給の条件を満たしているが、みどり市から「**給付のお知らせ**」または「**確認書**」が届かない世帯
- 世帯の中に**令和5年1月2日から6月1日**までの間に市外から転入した方がいる世帯で、**重点支援給付金（3万円）**を受給していない世帯
- 世帯の中に**令和5年6月2日から12月1日**までに市外から転入した方がいる世帯
- 令和5年度非課税相当（例：収入がゼロの方や収入が公的年金等のみで158万円以下の方）であっても、**市民税・県民税の申告を行っていない**方がいる世帯
- 令和5年度住民税課税世帯であったが、**令和5年12月1日**までに扶養者と離婚、または死亡などにより、**被扶養者だけが残った世帯**

別途申請方法等をご案内します。

下記コールセンターへ、

令和6年2月29日（木）までにご連絡ください。

問い合わせ先 重点支援給付金コールセンター
0277（46）7779
（受付時間：9時～17時）



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。